

令和 6 年第 2 回

美里町農業委員会総会議事録

第2回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和6年2月26日(月) 午後1時31分から午後2時54分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(12名)

1 番	佐々木 幸一郎	2 番	福田 なほ子	3 番	鈴木 幸博
6 番	後藤 幸太郎	8 番	我妻 卓美	10 番	遊佐 恭一
11 番	澁谷 正行	12 番	久道 雄悦	13 番	尾形 司
14 番	古内 世紀	15 番	邊見 勝寿	16 番	伊藤 恵子

欠席委員(3名)

4 番	渡邊 雅光	7 番	小野 保裕	9 番	片倉 澄子
-----	-------	-----	-------	-----	-------

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 使用貸借権の合意解約による通知について
3. 利用権設定の合意解約による通知について
4. 農用地の形状変更届出について
5. 非農地証明願について

5 議 事

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 農用地利用集積計画書審議について |
| 第3号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について |
| 第4号議案 | 青生地区地域計画策定に係る意見聴取について |
| 第5号議案 | 中埴地区地域計画策定に係る意見聴取について |
| 第6号議案 | 北浦地区地域計画策定に係る意見聴取について |

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員(2名)

事務局長	高橋 博喜
事務局次長	野田 浩司

8 会議の概要

事務局長	では、ただいまより、令和6年第2回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長に議事進行をお願いいたします。
議長	それでは、これより令和6年第2回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員については、4番渡邊雅光委員が通院のため、7番小野保裕委員は同居する家族が新型コロナウイルス感染症のため、9番片倉澄子委員は体調不良のため、それぞれ欠席届が提出されておりますので、12名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長より指名いたします。12番久道雄悦委員、13番尾形司委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番、農家相談日について、2月5日、20日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告をお願いいたします。
我妻卓美委員	2月5日、201会議室で、邊見会長職務代理者、片倉委員、あと私、我妻で担当しましたが、相談者はおりませんでした。 以上です。
遊佐恭一委員	続きまして、2月20日の相談です。201会議室におきまして、伊藤会長、澁谷委員、私、遊佐の3名で対応いたしまして、相談件数が1件で、●●●●の●●●●さんという若い方がお見えになりまして、親の農地を継承したいがどのようにしたらよいかとの相談でした。現在は妻の実家の農作業を行っており、通勤農業というかたちでやっているということで、まずは、認定農業者になり、就農地を事業継承し、一緒に実家の農地も耕作すればよいということでお話しました。まだ認定農業者ではなく、認定新規就農者ということでしたので、いずれ、どんどん農地を借りたいとかそういうふうに出てくるのではないかと思います。 以上でございます。
議長	ご苦労さまでした。 続きまして、報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを、一括で事務局より報告をお願いいたします。

事務局	(報告事項 2、報告事項 3 について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、続きまして、報告事項 4 番、農用地の形状変更届出について、事務局より報告をお願いいたします。 また、2 月 1 4 日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(報告事項 4 について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。
我妻卓美委員	農地調査委員会は、小野委員と私、我妻と伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から高橋局長、野田次長の計 6 名で、2 月 1 4 日に現地調査を行いました。 農用地の形状変更届出についての意見。 番号 3 の申請地は、●●字●●です。以前より水田として利用してきましたが、今回、現状に合わせて形状変更届が提出されたものです。 特に問題はないものと見てきました。 番号 4 の申請地は、●●字●●です。以前は田でしたが、畑地化し、耕作可能な土質による盛土がなされており、露地野菜の作付けをしております。 特に問題はないものと確認してきました。 以上です。
議長	ありがとうございました。ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、続きまして、報告事項 5 番、非農地証明願について、事務局より報告をお願いいたします。 また、2 月 1 4 日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。初めに、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(報告事項 5 番について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長	ありがとうございました。 引き続き、農地調査委員会の担当委員による調査結果についての報告をお願いいたします。
我妻卓美委員	非農地証明願についての意見。 番号２の申請地は●●字●●です。 現地は、昭和５４年１０月２４日に転用許可を受けて牛舎等を建築し、その後、農業用倉庫の敷地として地目は変更しないまま使用してきたそうです。現在も非農地の状態であることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。 番号３の申請地も●●字●●です。 現地は番号２の申請地と隣接し、一帯で同様の目的に使用されてきたようです。現在も非農地の状態であることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。 以上です。
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。が、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、議事に入ります。 第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。 (第１号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可について審議いたします。質疑ありませんか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認め、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可については、原案どおり許可といたします。 続きまして、第２号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第２号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、第２号議案、農用地利用集積計画書審議についての番号４４番を除く５６件について審議いたし

	ます。質疑ありませんか。
	(なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第２号議案、農用地利用集積計画書審議についての５６件分について、賛成の方の挙手を求めます。
	(各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 続きまして、番号４４番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第３１条により１０番遊佐恭一委員の退席を求めます。
議長	休憩します。(１４：３３)
議長	再開いたします。(１４：３３)
議長	休憩前に引き続き、番号４４番について審議をいたします。質疑ありませんか。
	(なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 番号４４番について賛成の方の挙手を求めます。
	(各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。
議長	休憩します。(１４：３４)
議長	再開します。(１４：３４)
議長	第２号議案、農用地利用集積計画書審議については全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。 続きまして、第３号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。 また、１２月１５日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第３号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。
我妻卓美委員	農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についての

意見。

番号 1 の申請地は●●字●●にあり、転用目的は太陽光発電施設です。現地は宅地等に囲まれ、10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地以外の土地も検討したようですが、申請地以外見当たらなかったとのことでしたので、やむを得ず許可相当と見てきました。

番号 2 については、●●字●●に位置しており、転用目的は事務所及び廃棄物処理施設です。周辺に 10 ヘクタール以上の農地が広がっており、申請地はその一角にありますので、農地区分は第 1 種農地となりますが、転用目的が第 1 種農地の許可方針にある、既存施設敷地の 2 分の 1 未満の面積の拡張であり、接続する一団の農地を蚕食しないと認められ、転用可能でありますとともに、農地以外の土地が見当たらなかったことから、やむを得ず許可相当と見てきました。

番号3については、●●字●●に位置しており、転用目的は工事業者である申請者による仮設事務所、資材置場、駐車場の一時的な設置のためです。工事内容は国土交通省が発注する●●●●●●●●工事ということでしたが、申請者は一時転用に当たることを認識せず、許可申請を怠り令和5年10月15日から農業委員会事務局からの指摘がされるまで無断転用の状態で使用してきました。

なお、転用目的が仮設工作物の設置その他の一時的な利用であり、農地法施行令にある不許可の例外に該当するため、転用可能でありますとともに、申請者は始末書も提出し、反省していることから、追認することはやむを得ないと考えています。

以上であります。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について審議いたします。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

続きまして、第4号議案、青生地区地域計画策定に係る意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、ただいまより、第4号議案、

	青生地区地域計画策定に係る意見聴取についてを審議いたします。 質疑ありませんか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第4号議案、青生地区地域計画策定に係る意見聴取について賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 第4号議案、青生地区地域計画策定に係る意見聴取については、 原案どおり異議なしの意見を付し、美里町長に報告をいたします。 続きまして、第5号議案、中埴地区地域計画策定に係る意見聴取 についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、ただいまより、第5号議案、 中埴地区地域計画策定に係る意見聴取についてを審議いたします。 質疑ありませんか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第5号議案、中埴地区地域計画策定に係る意見聴取について賛成 の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 第5号議案、中埴地区地域計画策定に係る意見聴取については、 原案どおり異議なしの意見を付し、美里町長に報告をいたします。 続きまして、第6号議案、北浦地区地域計画策定に係る意見聴取 についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第6号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、ただいまより、第6号議案、 北浦地区地域計画策定に係る意見聴取についてを審議いたします。 質疑ありませんか。
邊見勝寿委員	この目標年度令和12年度の経営面積というのが載っているんで すですけども、どういうふうな形で出した数字なんでしょうか。
議長	事務局、よろしいですか。

事務局	これについては、北浦地区の地域計画を定めない地域の農地を除いた、地域計画策定範囲内の農地での面積となりまして、現状の経営面積に対して、経営規模を維持、拡大を希望する担い手へ集積・集約することを目標とした令和１２年度の目標地図での経営面積というふうになります。 つまり、今回目標地図に描いたところ、つまり色を塗った部分の面積ということです。
議長	休憩。（１４：５１）
議長	それでは、再開いたします。（１４：５３）
議長	それでは、事務局の説明が終了しましたので、ただいまより、第６号議案、北浦地区地域計画策定に係る意見聴取について採決をいたします。 北浦地区地域計画策定に係る意見聴取について賛成の方の挙手を求めます。 （各委員の挙手を確認）
議長	全員賛成と認めます。 第６号議案、北浦地区地域計画策定に係る意見聴取については、原案どおり異議なしの意見を付し、美里町長に報告をいたします。
議長	以上で、議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第2回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議席12番

署 名 委 員
議席13番